

近世天皇家の女性たち

久保貴子

はじめに

本報告では、シンポジウムのテーマである「近世朝廷の女性たち」のなかで、天皇の女性家族にあたる正妻・生母・娘（皇女）を取り上げ、家社会の浸透する近世という時代性に着目し、その特徴を中心に概要を述べることにしたい。そして、三〇〇年近くに及ぶ近世の間起こった意識の変化や制度の変遷を明らかにできればと思う。

一 天皇の正妻

近世的特徴といえば、なんと言っても正妻の復活である。天正一四年（一五八六）二月、近衛前久の娘前子が関白豊臣秀吉の

養女として、後陽成天皇の許に入内し、女御となった。ここに女御の称が、南北朝以来再興され、以後、近世における天皇の正妻の称呼は通常女御である。また、前子が近衛家の娘であるように、天皇の正妻は、基本的には摂家の娘から選ばれることになる（正妻一三人中九人が摂家の娘）。また、古代に見られたような一天皇に二妻が並び立つようなことはなく、いわゆる再婚も、一九世紀前半、仁孝天皇が、正妻鷹司繫子没後に妹の祺子を後妻に迎えた一例があるのみである。

こうして復活した正妻の地位は、制度的にも保障された。近世の女御御料として明確に位置づけられるのは、前子が慶長六年（一六〇一）に武家政権から得た六〇〇石からと言えよう。こののち寛文九年（一六六九）、鷹司房子が霊元天皇の許に入内する際、幕府から二〇〇〇石が進上され、以降、二〇〇〇石に定まっている。

また、女御は、のちに夫である天皇の讓位や死去をはじめ、さまざまな事由によって女院号を得る(その前に三宮かそれに准ずることが条件)が、「女院」という称呼もまた正妻にのみ認められるもので、その住まいは女院御所と呼ばれた(後陽成天皇生母勸修寺晴子は例外)。ただ、唯一女院号を得ていない女御が一人存在する。それは、後西天皇の女御高松宮明子で、後西天皇が皇位を継承した際の事情に起因するものと考えられる。すなわち、後西天皇は、皇兄後光明天皇が嗣子なく没し、儲君(皇継)と定められた一歳の皇弟高貴宮(靈元天皇)が成長するまでの間、父後水尾院により皇位を預けられた天皇であった。このときすでに妻だった高松宮明子は、後西天皇の踐祚にともない女御となるが、以後生涯、称呼は「女御」のまま変わることがなかった。

ところで、古代以来、天皇の正妻の正式の称呼である皇后(中宮)は、寛永元年(一六二四)一月、後水尾天皇女御徳川和子の時によりやく復活(これも南北朝以来)し、中宮職も付置されたが、定着はしておらず、近世を通じて皇后(中宮)は和子を含め五人に過ぎない(うち一人は前述の鷹司繫子||新皇嘉門院で、没後に贈られたものである)。一方、皇太后の称呼は、享保一三年(一七二八)一二月、中御門天皇の女御であった故近衛尚子(新中和門院)に対して、所生の皇子昭仁親王(桜町天皇)の立太子を機に贈られたことで復活した。以後、女御から准三宮をへて皇太后になる道が開かれ、幕末まで、正妻の称呼の移動はこちらが

主流となる。この背景には、天皇の正妻と後嗣との親子関係を重視する意識・制度の定着があろう。天皇の正妻は、後嗣が所生子でない場合には、母子関係を公的に結ぶ(実子・養子にする)ようになり、後嗣の踐祚・即位などを機に皇太后となったのである。この皇后・皇太后の御料は、長らく女御御料と同高であった(つまり、皇后・皇太后に進んでも御料高においては変化がなかった)が、後桃園天皇の女御近衛維子が、天明元年(一七八一)皇太后に進んだ際、三〇〇〇石に定められた。

女院御料は、慶長六年、勸修寺晴子(新上東門院)が二〇〇〇石を得たのに始まる。その後、元禄八年(一六九五)、鷹司房子(新上西門院)が一〇〇〇石加増されて三〇〇〇石となったが、女院御料高として定められたわけではなく、寛延三年(一七五〇)、桜町天皇の正妻二条舎子が女院号(青綺門院)を得るにあたって、幕府との交渉の末、三〇〇〇石となり、これによって女院御料が定まった。なお、勸修寺晴子は、先に触れたように、後陽成天皇の生母ではあるが、正親町天皇の後嗣誠仁親王の正妻ではない。したがって、本来は次章で取り上げるべき人物だが、当時は、天皇および後嗣に正妻のいない時代で、誠仁親王御所に勤仕した女房とはいえ、誠仁親王没後、後陽成天皇が皇位を継承すると、ただちに准三宮となり、さらに、慶長五年一二月、女院号を得て女院と称された。住まいも翌年、故正親町院の御所が当てられており、こうした待遇は、その後の天皇正妻の女院と同等である。

一方、称呼上、別格の展開を見せたのが、光格天皇の正妻欣子内親王である。欣子内親王は、後桃園天皇の娘という出自により、「女御」の称は用いられず、入内前に准三宮となり、入内とともに皇后(中宮)となった。さらに、「実子」とした仁孝天皇の踐祚から三年後の文政三年(一八二〇)三月、皇太后に進み、近世史上、唯一、皇后から皇太后に進んだ正妻である。その後、光格院没後の天保一二年(一八四一)に女院(新清和院)となっている。

以上のように、天皇の正妻は、称呼・御料・住居をはじめ付置される人々など、次章で述べる天皇生母とは地位・待遇に格差があった。このため、院不在状況では、故院の正妻(女院)かつ現天皇の「母」として朝廷内で重視され、発言の影響力も大きかった。その好例が、桜町天皇の正妻二条舎子(青綺門院)で、桜町院没後(一八世紀後半)の朝廷においては、桃園天皇の実母、後桜町天皇の生母として欠くべからざる存在となっている。

二 天皇の生母

近世の天皇の生母は一五人に上るが、そのうち一〇人は天皇の正妻ではない。一章で述べたように、近世的特徴として言えることは、勸修寺晴子を除き、天皇の正妻との間には大きな差異があることである。正妻ではない天皇の生母は、通常、禁裏勤めの女官(典侍・掌侍Ⅱ堂上公家の娘)である。もちろん、これにも例

外があり、閑院宮家出身の光格天皇の生母岩室磐代は宮家に出仕した家女房であるし、先の勸修寺晴子は親王御所、霊元天皇の生母園国子は院御所に出仕した女房で、禁裏勤めの経験はない。

いずれにせよ、女官・女房である生母は、所生の皇子が天皇になっても、ただちに身位に変動は生じない。一般的に、新天皇の生母も含め、禁裏の女官は近仕していた天皇が譲位すれば、院御所の女房に異動する。ただ、天皇の代替わりで、禁裏の女官全員が入替わるわけではなく、大典侍・勾当内侍・伊予(総称して三頭)は、禁裏に留まるのが倣わしであった。天皇生母の女官のなかにも、姉小路定子(典侍)のように、子の桃園天皇の受禪日に大典侍に進んで、禁裏勤めを続けた例が見られる。近世では唯一の例で、桜町天皇の意思と解される。桜町天皇は、正妻二条舎子を桃園天皇の「実母」とし、舎子の実家二条家をその外戚とすることを明示した。そのため、姉小路定子は公的には桃園天皇の母ではなく、桃園天皇在位中の一五年間、天皇に仕える形で大典侍の任を果たした。しかし、天皇が宝暦一二年(一七六二)在位中に没すると、天皇の生母として遇する動きが朝廷内で起こり、幕府との交渉により、翌年、准三宮をへずに女院号(開明門院)を得るといふ異例の処置がとられた。

近世では、天皇の生母はみな最終的には女院号を得る。その時期は、本人の死や所生の天皇の死を契機とすることが多く、たとえ、存命中に女院号が与えられても、「女院」とは称されず、女院

御料はない。とりわけ、一七世紀においては、後水尾天皇の正妻が將軍徳川秀忠の娘和子（東福門院）で、後光明・後西・靈元三（天皇の養母となっていたことなどから、その生母たちが、准三宮・女院号を得たのは没時であった。しかし、次の東山天皇の生母松木宗子（典侍）は、天皇の生母のなかで異彩を放ち、後代に影響を与えた。

靈元天皇の正妻鷹司房子と後嗣東山天皇は母子関係を結んでいなかったため、宗子は天皇の生母としての影響力を保持した。そのことは、待遇面にも現れ、東山天皇の踐祚から二年足らずの元禄二年（一六八九）一月、早くも准三宮となり、住居も準備された（准后御殿）。正徳元年（一七一）出家を契機に女院号（敬法門院）を得ると、ここが敬法門院御所と呼ばれる。また、准三宮時代に、幕府から米一〇〇〇俵が進上されるようになり、朝廷では御料に代わるものと認識された。そのため、姉小路定子への待遇に関する幕府との交渉においても、「敬法門院御格式之通りを希望し、米一〇〇〇俵の進上を獲得している。住居は、大典侍時代に朝廷から拝領したものがあって緊急性がなかったため、すぐには準備されず、明和九年（二七七）二、故孝子内親王御殿の旧地に造営された御所に移居した。これらを先例としたのが、孝明天皇の生母正親町雅子（典侍）である。雅子は、弘化四年（一八四七）孝明天皇の即位を見届けたあと隠退して実家に戻り、二年後、薙髪することとなった。女官の多くは、近仕する天皇が没すれば、

禁裏を退き薙髪するのが通例で、仁孝天皇に仕え、皇子を儲けた雅子は当然これに従った。しかし、孝明天皇の生母という立場により、朝廷は、この段階で女院号と住居問題を議し、幕府に諮った。その結果、嘉永三年（一八五〇）准三宮・女院号を得、米一〇〇〇俵、屋敷地および建物料（諸入用銀一三三貫三二〇目）が進上される。そして同年、造営された御所に入居した。

このように、天皇の生母には、女院号が与えられ、その際存命であれば、御所が用意された。通常は、この段階でようやく、他の女官（皇子女を儲けた女官を含む）と明確な一線を画することになり、天皇の「家族」と位置づけられる。

三 天皇の娘（皇女）

天皇の娘として生まれた女性の将来の選択肢は、大雑把に分ければ、婚姻するか、比丘尼御所に入るか、天皇家に留まるかの三つになる。後者の二つは未婚となるので、ここでは大きく既婚と未婚とに分けて論じる。

（一）既婚

近世では、皇子は夭折しなければみな親王となるが、皇女は必ずしも内親王とはならない。内親王となった皇女は二四人で、このうちの半数にあたる一二人は婚姻した皇女だが、本来、内親王宣下と婚姻との間に明確な因果関係はなかった。皇女の婚姻先と

しては、まず摂家が考えられ、一七世紀末以降は世襲親王家となっている。この移行が意図的なものであるかどうかは判然としない。ちなみに、世襲親王家は一八世紀前半までに四家となり、当主の正妻は、一七世紀後半以降、摂家の娘か天皇・親王家の娘である。

中世までは、皇女の臣下への降嫁は好ましくないとの意識が強かったと言われる。近世に入って、その意識が突然消えたとは思われず、降嫁開始は、前代における天皇と摂家との疎遠を解消する一策だったのではないかと考えられる。徳川家康が朝廷における摂家重視の方針を打ち出したこと、天皇の正妻が摂家の娘を迎えることで復活したこととも無縁ではないであろう。また、一七世紀は皇女が多く、経済力が十分でなかった天皇家にとって、その処遇は頭の痛い問題でもあった。皇女の御領も確保されておらず、徳川和子（東福門院）所生の二皇女が、婚姻に際して幕府から三〇〇石を進上されているのは將軍血縁者（徳川秀忠の孫娘）に対する処遇で、皇女御領（化粧料）の先例には到底なりえない。おそらく一七世紀においては、化粧料は特になかったとみた方がよいであろう。それが、一九世紀には三〇〇石と認識され、仁孝天皇の二皇女は婚約にともなって化粧料三〇〇石を得ている。

さて、近世で婚姻に至った皇女の総数は一四人（ただし、うち一人は離縁Ⅱ円照寺初代文智）にのぼるが、このほかに、婚約者の死去によって結果的に未婚となった皇女が二人（靈元院皇女八十宮Ⅱ吉子内親王と仁孝天皇皇女敏宮Ⅱ淑子内親王）おり、順調

に進んでいれば総計一六人となる。一〇歳以上まで生存した皇女が五四人なのでその三割弱を占める。婚姻先が限られていることを考慮するとそれなりの割合を占め、近世的特徴の一つである。

また、婚姻先として今ひとつ特徴なのは將軍家の存在である。皇女と將軍家との縁談は通算四度確認できるが、このうち二度は不成立であった。將軍家との縁談は、いずれも幕府からの働きかけによる。したがって、成立しなかったのは天皇側が断つたためで、天皇家が、將軍家を皇女の婚姻先として好ましく思っていないかったことを窺わせる（成立した二度は政治的判断）。具体的には、後水尾院の皇女朱宮（光子内親王）と四代將軍徳川家綱、桜町院の皇女緋宮（智子内親王）と九代將軍徳川家重の世子家治の縁組で、ともに皇女の父後水尾院、桜町院が承諾しなかった。

（二）未婚

1 天皇

近世には古代以来となる女帝が二人存在する。親王宣下は皇位継承の必須条件で、二人とも事前に内親王になっており、また、生涯未婚である。女帝擁立には、さまざまな政治的事情が要因となるが、女帝には、皇位継承を起因とする朝廷の政治的混迷を、当面回避し、儲君（次代の男帝で、その子孫に代々皇位が継承されていく予定である人物）へ滞りなく橋渡し（中継）することが期待されていたのではあるまいか。ただ、これは後西天皇にも当

てはまるので、一概に女帝にのみ期待された役割とは言い得ない。そうしたことを踏まえると、幕府との関係、朝廷の体制など背景に相違点の多い明正天皇と後桜町天皇について、まずは個別に検証し、その上で女帝論を構築する必要があると思われる。今回は省略するが、後桜町天皇の場合、讓位後も含めて、朝廷・天皇家内で担った役割が重大になっていったことは指摘しておきたい。

ところで、二三歳で皇位に就いた後桜町天皇は、七歳で天皇となった明正天皇とは異なり、もともと、生涯未婚のまま天皇家に留まる皇女としての道が選択されていた。父桜町院は、すでに述べたように、正妻二条舎子、桃園天皇生母姉小路定子の扱いにおいて明確な方針を示したが、これは皇女に対しても行われた。舎子所生（つまり嫡出子）である第一皇女美喜宮（一〇歳で没）をわずかに四歳で内親王（盛子）にしたのはその一つである。第二皇女の緋宮（後桜町天皇）が内親王になるのは一一歳の時で姉宮に比べると遅いが、のちに天皇になることは無関係であった。また桜町院は、寛延元年（一七四八）幕府からの密々の縁組の申し入れを断る際、どこにも遣わすつもりがないと述べている。これが謝絶のための口実でなかったことは、その後の動向（誰とも縁組をせず、比丘尼御所にも入っていないこと）から明らかである。寛延二年に名字智子が与えられ、翌年三月内親王宣下が行われた。同年桜町院が没すると、朝廷は幕府と掛け合い、御料三〇〇石が進上される。さらに、宝暦九年（一七五九）には皇女としては稀

な一品に叙品された。御料三〇〇石および一品は、後光明天皇の遺児で特別な待遇を受けた女一宮（孝子内親王Ⅱ礼成門院）を先例としている。そして翌年、明屋敷となっていた故桜町院御所の敷地内に建てられた御殿に移る。弟桃園天皇の急死で急遽皇位に就くのは、このわずか二年後のことである。

2 比丘尼御所

近世の皇女の六割近くは比丘尼御所に入っている。皇子に比べれば割合は低いものの、選択肢のなかで最多を占めるのは当然の結果であろう。ただ、門跡寺院に入る皇子が親王になるのに対して、比丘尼御所に入る皇女は内親王にならないのが通例である。前代の先例に倣ったためとも思われるが、理由は定かでない。

尼寺は、中世の段階でかなりの変動（盛衰）がある。皇女・王女や將軍家（足利氏）の娘などの入る尼寺も同様であった。そのため、近世を迎えると整備され、いわゆる比丘尼御所（この用語は住持となった皇女らにも用いる）が形成されていく。その過程で、一七世紀に三寺（靈鑑寺・円照寺・林丘寺、初代はいずれも後水尾天皇の皇女）が創始され、次第に序列化も行われた。近世に皇女が入室した比丘尼御所を、その後の序列に従い列記すると、大聖寺・宝鏡寺・曇華院・光照院・中宮寺・靈鑑寺・円照寺・林丘寺・慈受院（一七〇七年曇華院が兼帯）・三時智恩寺となる。

大聖寺は中世の尼五山の筆頭景愛寺流で、後陽成院の二人の皇

女が二代続いて住持となったことで、江戸時代初期から、比丘尼御所一位の座を得、さらに後水尾院の二人の皇女が二代続いた。宝鏡寺も景愛寺流だが、寛永期までは鷹司信房の娘が住持で、そのあと後水尾院の皇女が二代続き、皇女の入る寺となる。曇華院は、尼五山の一つ通玄寺流で、元和期までは後奈良院の皇女が住持であった。この間、後陽成院の皇女が喝食となったが夭折し、伏見宮の王女が続いて住持となり、その後、後西院の皇女聖安が継いだ。つまり、上位三か寺の住持は、後水尾院の晩年には大聖寺・宝鏡寺が後水尾院皇女、曇華院が後西院皇女(後水尾院の孫)であった。

しかし、後水尾院が没し、さらに、後水尾院の皇女で大聖寺住持の永亨が貞享三年(一六八六)、宝鏡寺住持の理忠が元禄二年(一六八九)に相次いで没すると、景愛寺流(大聖寺・宝鏡寺)と通玄寺流(曇華院)との対立が、寺格(寺柄)・座次問題として表面化した。霊元院の時代、座次は俗世の序列、つまり姉妹(長幼)の順が優先される傾向になっていたことが原因である。そして、これが寺格に関わる紫衣・色衣勅許問題へと発展していった。その後の展開は三期に分けられる。

大聖寺には、永亨没後、霊元院の皇女が入室し、二年後に得度(永秀)した。宝鏡寺には、天和三年(一六八三)、すでに後西院の皇女が入室して得度(理豊)していた。元禄二年、理忠が没すると、宝鏡寺の理豊と曇華院の聖安との間で座次相論が起きた。

聖安が姉、理豊が妹だったためである。このときすでに父後西院は亡く、仲裁しうる適任者はいなかった。元禄六年九月、聖安は、さらに紫衣勅許を願い出た。霊元院と敬法門院の娘である大聖寺永秀は、これを霊元院から知らされ、紫衣は景愛寺流の大聖寺・宝鏡寺にのみ認められるものだとして、理豊とともに反対する。霊元院がこれを支持したため、このとき朝廷はこの願いを退けた。しかし、聖安はあきらめず、宝永四年(一七〇七)、同母弟の輪王寺門跡公弁法親王とともに再び願い出る。永秀と理豊はもちろん反対したが、將軍家と親しい公弁の存在から幕府の介入を恐れた朝廷(東山天皇)は、聖安一代に限るとの条件付きでこれを認めることにした。同年十一月一日、まず大聖寺の永秀に勅許し、翌一日、宝鏡寺の理豊と曇華院の聖安に勅許するという苦肉の対応であった。一方、座次相論以来、危機感をもった理豊は、元禄以降、宝鏡寺住持の系譜編纂を行い、正徳以降はさらに、寺の由来に関わる無外如大の伝記編纂や如大顕彰を試みるなど、宝鏡寺の由緒・格を明らかにしようとし力を注ぐ。

さて、聖安一代に限るとはいえ、曇華院住持に紫衣が勅許されたことで不安を覚えた大聖寺の永秀は、父霊元院を頼り、享保五年(一七二〇)八月、中御門天皇から、今後、紫衣色衣とも大聖寺・宝鏡寺二か寺以外には認めないという女房奉書を得た。このときすでに聖安は没していて、曇華院の住持は故東山院の皇女聖祝(中御門天皇の妹)であった。翌年、この聖祝が没すると、生

後二か月の中御門天皇の第一皇女が曇華院を相続し、享保一三年入室して三年後に得度（聖珊）した。大聖寺の永秀は、享保一〇年に没し、円照寺住持であった妹の文応が大聖寺を相続して円照寺を兼帯し、永応と名を改めた。そして、享保一八年、中御門天皇の第七皇女倫宮が附弟に定まる。宝鏡寺は、享保一六年、中御門天皇の第四皇女嘉久宮が入室して二年後に得度（理長、のち理秀）し、大慈院を兼帯。理豊は隠居して本覚院宮と称した。この間の享保一七年に靈元院が没している。

享保二〇年、讓位を目前にした中御門天皇は、第一皇女である曇華院の聖珊に二品宣下を行う。比丘尼御所の皇女としては初めてのことで、大聖寺の永応は、これによる座次の異動を心配し、座次は五山の次第に基づき、大聖寺附弟倫宮、宝鏡寺理長、曇華院聖珊の順にもらえるよう長橋局に天皇への仲介を依頼した。その後、寛保二年（一七四二）、倫宮が得度（永皎）して住持となり、永応は隠居するが、延享三年（一七四六）一二月、今度は、讓位を翌年に控えた桜町天皇が、聖珊に色衣を勅許する。直前になって大叔母の永応に一応相談（打診）をしているものの、天皇は自分の意思を貫いた。このおり、桜町天皇は、享保五年の女房奉書について、靈元院の意向によるもので、故院（父中御門院）の意思ではなかったと述べている。この色衣勅許は、永応・永皎に大きな不満を残したが、天皇の意向に否やは言えず、一代限りとの申し入れも差し控えるほどだった。これにより、曇華院には

色衣勅許の道が開かれたとも解せるが、聖珊没後長らく空主が続き、その機会は訪れていない。

一方で、この色衣勅許は、すぐさま光照院住持の尊乗に影響を与えた。翌年二月、早くも尊乗は色衣勅許願いの動きを見せる。光照院は尼五山の系譜を直接引いていない寺だが、近世には、後陽成院の皇女が近衛家の猶子となって住持となったあと、近衛前久の娘をへて、再び後陽成院の皇女が住持となった。その後は、後水尾院の皇女、後西院の皇女、京極宮（桂宮）の王女と続き、享保一六年、中御門天皇の第六皇女亀宮が相続することに定まり、元文五年（一七四〇）入室得度（尊乗）していた。つまりこの時期、比丘尼御所上位四か寺の住持は、すべて故中御門院の皇女だったのである。

尊乗の願いは、桜町天皇が讓位し新天皇の桃園天皇が幼かったこと、その後、桜町院が没した（一七五〇）ことなどが加わり、桃園天皇が政務を執るようになるまで万事無難を基調とした朝廷に認められず、月日が流れた。しかし、尊乗は、同母兄の輪王寺門跡だった公遵法親王にも頼んで、朝廷への働きかけを続けた。その結果、宝暦六年（一七五六）三月、一六歳となった桃園天皇のもと、ついに色衣が勅許されることになる。このため、大聖寺の永皎と宝鏡寺の理秀は、尊乗の一代限りを願い出て聞き届けられ、色衣勅許の運びとなった。こうして、大聖寺永皎・宝鏡寺理秀が紫衣、曇華院聖珊・光照院尊乗が色衣という、尼寺では異例

の厚遇が同時期に実現した。

このように、寺格と自らの地位向上に強い意欲を見せた皇女たちがいたことは確認できるが、尼としての活動については、日々の勤めのほか、祝聖という祭（毎月一日・十五日、冬至など）を寺院で行っていたと言われていること、後水尾院の皇女らによる観音懺法や戒師をつとめた事例などが確認できる程度で、具体的な活動やその意義はいまだ説明されていない。今後の研究が待たれるところである。

3 その他

比丘尼御所とならずに未婚のまま生涯を全うした皇女は、女帝を除くと八人（一〇歳以上生存した者に限る）で、一七世紀に多い。皇女の多かったこの時期、比丘尼御所と婚姻だけでは足りなかったということもある。こうなると、生母が天皇の正妻などで、その御殿（御所）に同居できる皇女が天皇家に留まりやすい。そしてこの皇女らは、ある程度の年齢に達すると内親王宣下を受けた（ただし、一〇歳で没した後西院皇女の賀陽宮はこれに当てはまらない）。

具体的に紹介すると、後水尾院皇女三宮（昭子内親王、母は徳川和子）、後光明天皇皇女一宮（孝子内親王、母は庭田重秀の娘Ⅱ典侍）、後西院皇女八百宮（誠子内親王、母は高松宮明子）、靈元院皇女定宮（勝子内親王、母は松木宗子）である。このうち

孝子内親王（親王宣下は三四歳の時）は、前述したように後光明天皇の唯一の子で、朝廷（後水尾院の意向か？）では、天皇没後、生涯手許に留めて厚遇する方針をとったようである。御殿が造営されて生母と同居し、御領三〇〇石が与えられ、宝永五年（一七〇八）には一品、享保一〇年（一七二五）の没時には准三宮をへて女院号（礼成門院）を得ている。なお、林丘寺初代となった後水尾院皇女の朱宮（光子内親王、母は櫛笥隆子Ⅱ掌侍）も、林丘寺創始が四九歳の時なので、このグループに准ずる皇女である。後水尾院御所近くの公家町に御殿があった。

これに比して一八世紀以降の未婚皇女の様相は異なる。残る三人のうち二人は婚約者の死で図らずも未婚となった皇女である。靈元院皇女の八十宮（吉子内親王、母は松室重敦の娘Ⅱ院女房）は、七代將軍徳川家継との婚約後、関東下向までの住まいが幕府によって建設されることになった。そして家継が死去（一七一六）すると、わずか三歳で寡婦扱いとなり、同年幕府から合力米五〇〇石が進上され、建設された御殿で生涯を過ごすことになる。享保一四年（一七二九）、幕府はさらに合力銀年二〇〇両を進上した。五年後、一九歳で薙髪し、宝暦八年（一七五八）の没時に二品に叙せられる。

仁孝天皇皇女の敏宮（淑子内親王、母は甘露寺妍子Ⅱ典侍）は、天保一一年（一八四〇）閑院宮愛仁親王と婚約し、それにとともに化粧料三〇〇石を得たが、二年後、親王が没した。御殿を持た

ず婚姻先も失った淑子内親王は、その後、住まいを転々とせざるを得なかった。そうした内親王に大転機が訪れたのは文久二年（一八六二）で、空主の続く桂宮家を相続することに決まったのである。親王家初の女性当主誕生だった。翌年、幕府は道具料五〇〇石を進上する。慶応二年（一八六六）一品に叙せられ、准三宮となった。

残る一人は桜町院皇女（美喜宮（盛子内親王））で、一〇歳で没したため、その将来は未確定の要素を残すが、先に述べたように、桜町院は手許に留めるつもりだったのではなかるうか。延享三年（一七四六）の没時にやはり二品に叙せられている。

以上、皇女の動向を概観したが、これにより一八世紀中葉から待遇や格の整備がなされていることが明らかとなる。まず、享保二〇年（一七三五）の中御門院皇女聖珊への二品宣下を契機に、既婚・未婚の別なく、皇女には二品が叙せられる傾向がみられる。既婚の皇女では、寛保三年（一七四三）霊元院皇女の栄子内親王（二条綱平室）と東山院皇女の秋子内親王（伏見宮貞建親王室）が同時に二品に叙せられ、明和二年（一七六五）中御門院皇女の成子内親王（閑院宮典仁親王室）が二品に叙せられた。比丘尼御所（皇女）では、中御門院皇女の尊乗と永岐が、天明元年（一七八一）やはり同時に二品に叙せられている。

次に、皇女の御領であるが、寛延三年（一七五〇）の桜町院皇女智子内親王への三〇〇石進上後、天明二年、後桃園天皇皇女の

欣子内親王にも三〇〇石が進上された。この二人は天皇の正妻所生の皇女で、典侍所生の皇女である仁孝天皇皇女の敏宮（淑子内親王）と和宮（親子内親王）は、婚約にともない当然のこととして化粧料三〇〇石が進上されている。これらのことから、一八世紀後半以降に、皇女の御領に対する何らかの方針が定まった可能性が指摘できる。ただ、『幕末の宮廷』には、天皇の正妻所生の皇子女は、誕生すれば幕府から三〇〇石がつけられ、典侍・掌侍所生の皇子女には五〇石がつけられて、縁組が成立したり比丘尼御所になると、二五〇石増やして三〇〇石にするとあるが、智子・欣子両内親王への三〇〇石進上は誕生時ではなく、少なくとも一八世紀までは当てはまらない。また、比丘尼御所を相続（得度はしていない）した光格院の三皇女に三〇〇石が進上されたという記録にも出会っていない。敏宮や和宮にしても誕生時に五〇石がつけられたかどうか未確認で、なお史料の精査が必要である。

最後に、皇女中の内親王の比率があがったことが挙げられる。これは、皇女であっても天皇の第一子で正妻所生であれば重んじられたこと、光格院の皇女のなかではもともと長命で欣子内親王を准母とする欽宮（一九歳で没）が、宝鏡寺を相続していたものの、故光格院の意向により天保一三年（一八四二）没時に、異例の内親王宣下を受けるなどしたためである。欽宮は光格院が没するまで院御所に同居していた。

おわりに

こうしてみると、天皇家においても、近世に確立する「家」観念（正妻の重視、嫡庶長幼の順、親子相続）は着実に根付いていったことが窺える。また、近世の朝廷は、幕府によって再生されたといってもよく、幕府主導で形成された枠組みのなかで、天皇家の女性たちも生きていた。

近世的朝廷の形成期であった一七世紀は、幕府の朝廷に対する基本方針のもと、幕府財政に余裕があったことや徳川和子（東福門院）の存在により、天皇家は、幕府から比較的経済援助を得られた時期といえる。比丘尼御所の三寺創始、未婚皇女の御殿造営、修学院など後水尾院別邸の造営はその現れである。しかし、後水尾院・東福門院没後の朝廷は、それまでに築いた幕府との協調関係を背景としつつも徐々に変容していく。それに呼応するように、天皇生母の待遇の変化や、比丘尼御所への紫衣勅許が始まる。

幕府財政が悪化する一八世紀以降は、この流れのなかで一七世紀の一事例を抛り所に、待遇の制度化を幕府に働きかけている。寛延三年（一七五〇）の女院御料三〇〇〇石決定には、新上西門院が三〇〇〇石を得ていたという先例があり、同年の智子内親王への三〇〇石進上にも、孝子内親王の三〇〇石という先例がある。さらに、皇女への叙品や内親王宣下の増加、皇女入室を基本とした比丘尼御所上位四か寺への御所号授与は、たとえ天皇の養女と

なったとしても親王家王女とは格が違うことを現している。

こうした序列化・制度化は、近世天皇・朝廷の権能を補完するものでもあった。ただ、後宮は古代以降歴史的に変容し続けており、女帝論も含めていまだ発展途上の研究分野であるといわざるを得ない。後宮の制度・機構が、表方のそれとの関わりなしに語れないことは自明で、その政治的役割も表方との連携のなかで捉える必要がある。また、近世の後宮の研究に限定するならば、近年進められている武家の「奥」との比較検討や、両者の広範におよぶ交流を追究することで、公家・武家社会を新たな視角から構築しうる可能性が生まれくるのではないだろうか。

参考文献

- 荒川玲子 「比丘尼御所に於ける御所号勅賜の意義」 『書陵部紀要』三
八、一九八七年）
- 久保貴子 「近世の女院に関する基礎的考察——女院の要件にみる政治的背景——」（早稲田大学教育学部『学術研究』四二、一九九三年）
- 西口順子 「近世の宝鏡寺宮——浄照明院宮逸嚴理長の入寺と得度をめぐって——」（『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年）
- 岡 佳子 「近世の比丘尼御所（上）——宝鏡寺を中心に——」（『仏教史学研究』四二—二、二〇〇〇年）
- 岡 佳子 「近世の比丘尼御所（下）——宝鏡寺を中心に——」（『仏教史

学研究』四四―二、二〇〇二年)

久保貴子 「江戸時代―武家社会のはざまに生きた皇女」 『歴史のな

かの皇女たち』小学館、二〇〇二年)

久保貴子 「近世の内親王と女院」 『歴史と地理 日本史の研究』二二

五、二〇〇六年)

(昭和女子大学非常勤講師)

天皇の正妻・生母・娘

天皇	正妻	生母	娘（皇女）
後陽成	近衛前子（中和門院）	勅修寺晴子（新上東門院）	瑞雲聖興（曇華院） 君山文高（大聖寺） 清子（鷹司信尚室） 松山尊英（光照院） 貞子（二条康道室） 説外永宗（大聖寺） 崇山尊清（光照院）
後水尾	徳川和子（東福門院）	近衛前子	大通文智（鷹司教平室、円照寺） 興子（明正天皇） 女二宮（近衛尚嗣室） 昭子 久嶽理昌（宝鏡寺） 賀子（二条光平室） 照山元瑤（光子、林丘寺） 久山元昌（大聖寺） 月江宗澄（靈鑑寺） 義山理忠（宝鏡寺） 常子（近衛基熙室） 瑞慶文察（光照院・円照寺） 泰嶽永亨（大聖寺）
明正		徳川和子	
後光明		園光子（壬生院）	孝子（礼成門院）
後西	高松宮明子	櫛笥隆子（逢春門院）	誠子 光山宗栄（靈鑑寺） 高栄尊秀（中宮寺） 賀陽宮 大成聖安（曇華院・慈受院） 益子（九条輔実室） 徳巖理豊（宝鏡寺） 清宮（円照寺附弟・光照院附弟）* 明山瑞光（慈受院・円照寺） 大規尊泉（光照院） 等誓尊勝（三時智恩寺）
靈元	鷹司房子（新上西門院）	園国子（新広義門院）	憲子（近衛家熙室） 栄子（二条綱平室） 福子（伏見宮邦永室） 俊巖永秀（大聖寺） 勝子 大観文喜（円照寺） 松嶺元秀（林丘寺） 大寂永志（円照寺・大聖寺） 吉子（徳川家継許嫁） 八重宮（大聖寺附弟）*
東山	有栖川宮幸子（承秋門院）	松木宗子（敬法門院）	秋子（伏見宮貞建室） 崇峯聖祝（曇華院）
中御門	近衛尚子（新中和門院）	櫛笥賀子（新崇賢門院）	玉江聖珊（曇華院） 逸巖理秀（宝鏡寺・大慈院） 成子（閑院宮典仁室） 大融尊乘（光照院） 天巖永皎（大聖寺）
桜町	二条舎子（青綺門院）	近衛尚子	盛子 智子（後桜町天皇）
桃園	一条富子（恭礼門院）	姉小路定子（開明門院）	
後桜町		二条舎子	
後桃園	近衛維子（盛化門院）	一条富子	欣子（光格天皇中宮、新清和院）
光格	欣子（新清和院）	岩室馨代	玉鑑永潤（大聖寺） 靈巖理欽（藥子、宝鏡寺） 秀峯聖清（曇華院）*
仁孝	鷹司繫子（新皇嘉門院） 鷹司祺子（新朔平門院）	勅修寺媁子（東京極院）	淑子（閑院宮愛仁許嫁・桂宮当主） 親子（有栖川宮熾仁許嫁・徳川家茂室）
孝明	九条夙子	正親町雅子（新待賢門院）	順子*